# 消費者トラブルにご注意!

◎マルチ商法

~お金はもちろん、大切な友人を失うことも~



「いいバイトがある」「簡単に儲かる」といった甘い話はありません!

話の内容が怪しいと感じたり、 万がートラブルに遭ってしまったら、 一人で悩まず**消費生活センター**に 相談しましょう。

#### ポイントや

- ◎自分自身で抱え込まない!
- ◎事態を放っておかない!
- ◎困ったら消費生活センターに相談!

どんな些細なことでも構いません。 「おかしいな」と思ったら連絡を!

#### 草加市消費生活センター

電 話 048-941-6111 FAX 048-941-6157 相談時間 月〜金曜日 9:30〜16:00 (祝日、年末年始を除く)

消費者庁作成「マルチ商法にご用心!! | より

# ご存知ですか?成年年齢引き下げ

令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に 引き下げられました。もう一度確認しましょう。

#### 【18歳からできること】

- ●親権者の同意なしでの契約
- ・クレジットカードを作る
- ・ローンを組む
- ・携帯電話の契約
- ・一人暮らしの賃貸契約
- ●10年間有効パスポート取得

など

## 【20歳のままのこと】

- ●飲酒・喫煙
- ●国民年金保険料の納付 義務 など

## ~新生活のトラブルには事前の備えが肝心です~ 事例1 【水回りのトラブル】

☞ あらかじめ指定工事店を自治体等のホームページで 調べ、トラブルに備えておくことが大切です。

## 事例2 【鍵の紛失トラブル】

- ☞賃貸住宅での鍵の故障・紛失時の対応を大家や管理 会社に確認することや、家族と合鍵の管理方法を明 確化しておくことが大切です。
- ⇒業者から数十万の費用を請求される事例も!要注意!

# 草加市消費生活センター

~消費者トラブルで困ったら、まずは相談を~

#### 消費者トラブルとは・・・

個人と事業者間での商品の購入や契約で 生じたトラブルのこと

※個人同士、事業者同士の取引は対象外ですが、 専門の相談窓口を案内します。



消費生活相談員が相談を受付け、 トラブル解決に向け助言やあっせ ん等を行っています。

(相談は原則電話で受付けます)

電話 048-941-6111 または 188

相談時間 月~金曜日 9:30~16:00 (祝日、年末年始を除く)

※草加市外にお住まいの方は「188」をダイヤルし、郵便番号を入力すると最寄りの消費相談窓口につながります。